

久留米市農業労働力確保緊急対策事業のご案内

久留米市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限などにより、不足する農業分野での雇用労働力を補うための人材を確保するため、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けた農業者等を支援します。

1. 事業概要

(1) 在留資格申請手数料助成

帰国困難となった外国人技能実習生が在留期間を延長するために必要な在留資格の申請手数料を助成します。

※ 対象は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」(出入国在留管理庁)に記載されている在留資格の変更に係る手数料です。

(2) 賃金の掛かり増し経費助成

入国できない外国人技能実習生に代わる人材を確保するために必要な賃金の掛かり増し経費を助成します。

※ この事業は、国の「農業労働力確保緊急支援事業」が活用できない場合のみ対象となります。

【参考】農業労働力確保緊急支援事業（国事業）の内容

■ 対象経費：賃金、交通費、宿泊費、保険料 等の掛かり増し経費

※ 詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

(3) 人材募集経費助成

農業者等が不足する労働力を補うために行う、人材募集にかかる広告費等の経費を助成します。

2. 補助率等

(1) 在留資格変更1回につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定額4千円

(2) 外国人技能実習生と新たに雇用した者との賃金差額・・・・ 1時間あたり上限200円

(3) 定額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 上限37千円

3. 補助対象者

久留米市内の農業者・農業法人

※ 市外の農業者・農業法人であっても、久留米市で認定を受けている認定農業者は対象とする。

4. 補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※ ただし、新型コロナウイルス感染症による入国制限等が解消された場合は、事業終了となる場合があります。

5. 手続きと必要書類

項目	時期	必要書類等
① 交付申請	申請期限： 令和3年2月28日 まで	<ul style="list-style-type: none">・補助金等交付申請書（第1号様式）・事業実施計画書（様式A）・収支計画書（様式B）・技能実施計画認定申請書の「別記様式1号第2面」の写し・見積書等……………※人材募集経費助成の場合のみ・役員名簿（第14号様式）※法人の場合のみ
② 交付決定	申請後、順次決定します。	<ul style="list-style-type: none">・市が申請内容を審査し、補助金を決定します。
③ 実績報告	事業完了後、速やかに提出をお願いします。	<ul style="list-style-type: none">・実績報告書（第10号様式）・事業実績報告書（様式C）・収支決算書（様式D）・領収書等・雇用契約書の写し…※賃金の掛かり増し助成の場合のみ・賃金台帳の写し……※賃金の掛かり増し助成の場合のみ・募集広告等の写し…※人材募集経費助成の場合のみ
④ 補助金支払		<ul style="list-style-type: none">・補助金請求書
その他	これらの書類以外にも、必要な書類の提出をお願いすることがあります。	

6. 申請先及び申請書類の設置場所

農政部農政課（電話：0942-30-9163）

田主丸総合支所産業振興課（電話：0943-72-2110）

北野総合支所産業振興課（電話：0942-78-3569）

城島総合支所産業振興課（電話：0942-62-2115）

三潁総合支所産業振興課（電話：0942-64-2315）

【お問い合わせ先】

久留米市 農政部 農政課（担当：園島）

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL：0942-30-9163 FAX：0942-30-9717

E-Mail：nousei@city.kurume.fukuoka.jp